

## ○志布志市民間事業者等提案制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の施策に対して民間事業者等が提案を行う制度（以下「民間事業者等提案制度」という。）を実施することにより、民間活力の導入を図るとともに、市と民間事業者等が密接に連携し、かつ、その施策の推進を図り、もって地域の活性化及び市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「民間事業者等」とは、民間事業者、特定非営利活動法人、学校法人等であつて、提案した事項を適切かつ的確に遂行することができる意志及び能力を有するものをいう。

### (提案事項)

第3条 民間事業者等は、次に掲げる事項であつて、民間の活力を生かしたもののについて、随時提案をすることができる。ただし、市長が特に必要と認める事項について募集したときは、その募集期間内に限り提案をすることができる。

- (1) 都市基盤の整備及び利活用に関すること。
- (2) 市民の快適な生活環境に関すること。
- (3) 産業経済の発展に関すること。
- (4) 保健、医療及び福祉の充実に関すること。
- (5) 教育及び文化の振興に関すること。
- (6) 地域コミュニティの形成及び支援に関すること。
- (7) 行財政の健全化に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が市の施策の推進に必要と認める事項

### (提案書の提出)

第4条 前条各号に掲げる事項について提案をしようとする民間事業者等（以下「提案者」という。）は、提案書（様式第1号）に提案する事項を具体的に記載し、参考資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、提案書を受理したときは、提案事項に関係のある課長に対し、当該提案事項について必要な指示をするものとする。

### (関係課と提案者との協議)

第5条 前項の規定による指示を受けた課長は、提案事項を総合的に検討するため、提案者と協議し、当該提案事項の的確な把握に努めるものとする。

### (志布志市民間事業者等提案審査委員会)

第6条 提案事項を審査するため、志布志市民間事業者等提案審査委員会（以

下「委員会」という。)を置く。

(審査)

第7条 委員会は、提案事項について、必要な審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(審査の基準)

第8条 前条の審査に当たっては、別表に定める基準のとおり実施するものとする。

(組織)

第9条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務課長

(2) 財務課長

(3) 企画政策課長

(4) 提案事項に関係のある課長（前3号に掲げる者を除く。）

(委員長)

第10条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、企画政策課長である委員が、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(採否の決定)

第13条 市長は、第7条の規定による報告に基づき、提案の採否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により提案の採否を決定したときは、志布志市民間事業者等提案審査結果通知書（様式第2号）により、当該提案者に通知するものとする。

(協定の締結)

第14条 市長は、前条第1項の規定により提案の採用を決定したときは、民間事業者等と当該提案に関する協定を締結するものとする。

(公表)

第15条 市長は、締結した協定の内容及び採用の決定を受けた民間事業者等の取組状況をホームページに公表するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、民間事業者等提案制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

別表（第8条関係）

採否区分	採否基準
採 用	提案どおり実施することが適当と認められるもの
一 部 採 用	提案の一部を実施することで効果があると認められるもの
条件付採用	提案に条件を付して実施することが適当と認められるもの
不 採 用	実施が困難なもの又は不適当なもの

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

志布志市長

様

提案者 所在地

名 称

代表者氏名

印

電 話

— —

提案書

志布志市民間事業者等提案制度実施要綱（平成31年志布志市告示第3号）第4条の規定により、参考資料を添えて下記のとおり提案します。

記

連携する分野 （該当する□ にレ印を付け て ぐ だ さ い。）	<input type="checkbox"/> 都市基盤の整備及び利活用に関する事。事。 <input type="checkbox"/> 市民の快適な生活環境に関する事。事。 <input type="checkbox"/> 産業経済の発展に関する事。事。 <input type="checkbox"/> 保健、医療及び福祉の充実にに関する事。事。 <input type="checkbox"/> 教育及び文化の振興に関する事。事。 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティの形成及び支援に関する事。事。 <input type="checkbox"/> 行財政の健全化に関する事。事。 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、市長が市の施策の推進に必要と認める事項
提 案 題 名	
具体的な提案 事 項	
予 想 さ れ る 効 果	

様式第2号（第13条関係）

第 号  
年 月 日  
（ 課扱い）

様

志布志市長



志布志市民間事業者等提案審査結果通知書

年 月 日付けで提案のあった事項の審査結果について、志布志市民間事業者等提案制度実施要綱（平成31年志布志市告示第3号）第13条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 採否
- 2 審査所見